

② 診療所開設許可事項変更許可申請

概要説明	医療法第7条第2項、医療法施行規則第1条の14第3項に基づき、「法人」が診療所の事前に許可が必要な事項を変更する場合の申請書です。
変更許可を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設の場所（敷地内移転に限る） 2 建物の構造概要、室の用途変更、平面図 3 歯科技工室の構造設備の概要 4 開設の目的及び維持の方法 5 総病床数、病床種別ごとの病床数、各病室の病床数(病床数減は除く。) 6 従業者の定員 7 敷地の面積及び平面図
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設許可事項変更許可申請書（様式第2号） 変更事項により以下の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。 2 構造設備に関する資料 3 建物の平面図（新旧、変更場所色分け） 4 病室に関する資料（有床診療所に限る） 5 エックス線診療室放射線防護図（平面図及び立面図、縮尺 50 分の 1 のもので、壁及び鉛の厚さを記入のこと。）及び遮へい計算書 6 定款又は寄付行為の写し 7 診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、助産師（一覧表） 8 土地の登記事項証明書又は賃貸借（使用貸借）契約書の写し 9 新旧対照表 <p>それぞれ1部（押印は不要です）</p>
受付期間	事前（工事着工又は変更の2週間前までにご申請ください）
受付窓口	<p>〒750-8521 下関市南部町1番1号</p> <p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係</p> <p>TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一建物の別フロアへの移転、道路を挟んだ別敷地への移転等は、①診療所開設許可申請になります。 ・ 有床診療所においては、変更許可後、使用前に⑩診療所構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要がある場合があります。
備考	<p>以下関係先等に事前相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の定款変更等：山口県医務保険課(083-933-2820) ・ 有床診療所の病床数の変更：山口県医療政策課(083-933-2924)